

オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費 59百万円(10百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

公道を走行しない特殊自動車(オフロード特殊自動車)からの排出ガス量は、自動車全体からの排出量に対して、NOxで25.1%、PMで11.8%を占めており、平成18年度よりオフロード特殊自動車についても新たに規制が開始されることとなった。規制開始に伴い、下記の施策を実施することにより、規制が円滑かつ確実に推進されるように努め、大気環境の改善を進める。

規制を受ける対象者に対する制度の周知

規制を担保するための立入調査等の体制の整備

規制適合車への買い替え促進のための金融・税制面での支援措置

適正な点検整備や燃料使用に対する指導・助言

基準等に関する国際調和の推進

可搬式発動発電機等の汎用エンジンに対する排出ガス対策の検討

2. 事業計画

平成17年5月25日 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」公布

平成18年4月頃 同政省令の公布

平成18年9月迄 燃料の種類その他の事項についての指針公表

平成18年10月頃 規制の開始

平成22年度中 法律の施行状況に対する点検の実施

3. 施策の効果

【アウトプット】

- ・規制対象車の規制適合車の使用率(100%)
- ・指針に則した整備の実施率(100%)
- ・適正な燃料の使用率(100%)

【アウトカム】

- ・平成22年における年間排出量削減効果 NOxで約9万トン、PMで約2千トン
- ・平成22年における排出量押し下げ効果 NOxで約4~5%、PMで約1%
- ・全国的なバックグラウンド濃度の低下

オフロード特殊自動車の排出ガス規制

バックグラウンド濃度の引き下げを期待

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(5月公布)

これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制を新たに行う。

特殊自動車についてのこれまでの排出ガス規制



公道を走行するもの(オンロード車)
……道路運送車両法により規制
公道を走行しないもの(オフロード車)
……これまで未規制



オフロード車にもオンロード車と同等の規制を導入

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の規制の枠組み

エンジンメーカーの申請

エンジンの型式指定

道路運送車両法との相互利用

車両メーカーの届出

型式指定エンジン搭載車両の届出

車両(新車)に基準適合表示を付す

使用者

基準適合車両の使用

次の買換時に、基準適合表示付き車両を選択
現在使用中のものは規制対象外

その他

国による使用指針の公表、報告徴収、立入検査、基準適合命令 等

(NOx排出量9万トン、PM排出量2千トン削減できるものと期待)